

無視されることになるからである」というだけでは論証としてはなお不十分といえるのではなからうか。

四 最後の第五章は「官公労働法の改正問題」に当てられている。ここでは、まず最初に昭和四八年九月三日の第三次公務員制度審議会答申がとり上げられ、その労働基本権思想について批判的検討が加えられる。次いで最近、いわゆる財政危機が喧伝される中で給与切下げ問題をはじめ種々の問題が露呈している自治体労働者の労働基本権に関し、主要な問題点を整理した上で法改正に向けての基本的視野を論じている。そして最後は最近の(というより、今日ではすでに四、五年前の)法改正試案の多くにみられた、いわゆる条件付スト権付与論の分析・批判でしめくくられている。

結論を先にいうならば、著者の官公労働者の争議権のあり方に関する基本的な考え方は、労働基本権尊重Ⅱ必要最小限制約を基本とし、その制約の論理は「国民生活論」以外はない、というものである(とところでこのような国民生活論は周知のように、かつての最高裁の全通東京中野

判決の論理に他ならないが、著者は前述のように同判決を「近代的公共の福祉論」として批判しているのであるから、著者の「国民生活論」と東京中野判決のそれとがどのように違うものであるかが説明されなければなるまい)。その限りで著者の構想によれば、官公労働者の争議権付与にあたっては、『国民生活』上の不利益の性質・程度と対応し、それにふさわしいスト規制方法」が伴うことになる。

いわゆる無条件スト権付与論について著者は、「はたして他人の生存までを危険におとし入れる争議行為に対する一定の制約までも違憲と評価しうるか、自己抑制論は、立法問題が緊急の課題となっており、かつ国民世論の形成が必要不可欠となっている現段階で、有効かつ説得的論理たりうるか、すべての規制が認められないとするならば、現行労働法上の規定も廃止されなければならないが、それは理論的に可能か、またそうであったとしても、現在のわが国の労働運動の実態からみて、その実現はほとんど期待できないのではないか等、理論的にもまた運動論と

しても再検討されなければならない点を多く含んでいる」という。然らば著者はいかなるものを「ふさわしいスト規制方法」と考えているのか、それはいわゆる「条件付スト権付与論」とどのように違うのかが当然に問われることになるが、著者は各種の条件付付与論が何れも争議行為抑止論であり、必要最小限制約の原則に反するものと批判した上で、結局、「現行の労働法の緊急調整制度および予告制度の改正を前提とした労働法の適用が……合理性を維持するための最低線」であるという。こうした見解なり構想の基本線はその後の国鉄労組の「立法要求」(昭五三)に具体化されており、そこにも著者の現実感覚と研究と実践の統一という姿勢を見出すことができる。

早川征一郎・松井朗著 『公務員の賃金』

公務員の賃金は、わが国の賃金決定に大きな影響を与えているにもか

なお、あえて欲を言えば、とくに本章で検討・批判の対象となった公制答申や各種の法改正試案がどういうものであるかの説明がほとんどされていない。研究者あるいは官公労働関係の当事者は別として、一般読者にとっては、少なくとも現時点でその検索を求めることは無理なはずであるから、せめて付録としてでもこれらの資料が掲げられねばならなかったのではなからうか。著者自身が官公労働法の改正問題について、一般世論の動向をとくに重視しており、また本書はそうした観点からも広く国民各層に一読してほしい内容のものであるだけに、この点についての今一つの配慮が欲しかったと思う。(総合労働研究所刊・A5判・二八六頁・三二〇〇円)

舟橋尙道
(法政大学教授)

かわらず、その研究の蓄積はいたって貧弱であった。それを専門的に取

扱った書物も一、二冊を数えるにすぎない。

ところが近年にいたって公務員賃金は、ジャーナリズムその他で大きく問題にされる機会が増加した。たとえば地方財政危機と関連して、地方公務員の賃金が高すぎるという非難や、生涯賃金を官民比較した場合、公務員賃金は民間よりも高いといった議論がそれである。

そこでいわれているような事実が果してあるのかどうかということ、必ずしも厳密に実証的に検討されてきたとはいえない。これらの問題の検討を含めて、公務員賃金を精密に分析する書物の公刊が望まれていたのであるが、本書が出版されることよって、永年の渴望がいやされる思いがしているのは筆者だけではないと思われる。

本書は、まず序章で「戦前における官吏の給与問題」をとりあげる。ついで第一章で「戦後公務員制の成立と賃金問題」、第二章で「人事院勧告下の公務員賃金」が分析される。さらに第三章では「公務員賃金の現状と問題点」、第四章で「人勸・政府賃金決定の社会的影響」が究

明され、終章で「公務員賃金の将来展望」がこころみられている。

このように、本書では、公務員賃金に関連したあらゆる重要な問題点が網羅的に検討されているといつてよい。

以上のような問題を分析するための基本的視点は、「はじめに」のところで述べられているように「(一)公務員賃金問題を、公務員制度とそあり方の問題と切り離すことなく結合して考察すること、(二)公務員賃金を、その他の労働諸条件・労働基本権問題との関連に留意しながら考察していくこと」におかれており、その視点が本書に一貫している故に、賃金問題の分析が平面的になるのをまぬがれ、深みをもつものになっている。いってみれば著者は、賃金問題の研究に多科学的接近の手法を適用されたといつてよい。

本書でとくに印象深く思われた点は、第一に人事院勧告の変せんが克明に辿られていることであり、このように人勸を通観してその中味を分析するこころみははじめてのことである。

第二は号俸決定や、昇給・昇格等

の具体的な運用の実態を詳細に解明し、さらに「財政問題と公務員給与」「生涯賃金論と公務員給与」など、近年公務員に対して批判が行われている問題点について説得力ある反論を展開していることである。今後批判者は、少くとも本書の反論を克服する高次元の主張を行う必要があるといえるのではないか。

第三は人事院勧告の社会的影響を実証的に明確にした点である。わが国の賃金決定において人勸の影響が強いことはかねてから指摘されていたが、それが果してどの程度かを正面から分析する研究はみられなかった。本書によればその影響範囲は、三公社五現業をのぞくと雇用者の一四％に及ぶとされている。

以上に述べたように本書は、画期的な労作であるが、労働組合的立場を貫いているためか、たとえば定年制の問題等についてはやや柔軟性を欠く主張のあることが気になった。とはいえ本書がこの分野の研究の一里塚としての意義をもっていていることは疑いないことだといつてよい。

(労働旬報社刊・四六判・三〇五頁 一六〇〇円)

会 員 募 集

労使関係研究のバイオニア

労働法学研究会

労使双方からなる民間最大・最高権威の研究會。

労働法・労働問題・雇用・賃金・経営・労務管理を中心に、今の「ターマク」をとりあげ労使参加のもとに全国で例會を開催。

講師には本研究会ならではの最高の権威がまねかれ、高度な政策決定への具体的実務案を検討致します。

労使共通の研究・討議の場として、労務・人事担当者育成機関として好評です。

●募集要項●

年間會費(一企業、一事業所当り 七二、〇〇〇円)

本會は會員制であり、会社、事業所、労働組合、団体(個人も可)のそれぞれ単位で入會いただきます。入會はご希望の月から随時受け、年間単位でおはいろいろいただきます。

総合労働研究所

東京都渋谷区代々木一ノ三八